

# 申告はお早めに

平成19年分所得税の確定申告が今月18日（月）から始まります。期間は3月17日（月）までになりますと大変混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いします。

なお、前年実績に基づいた確定申告書（名前入り）は既に該当する皆さんに送付していますが、それに伴う申告相談の案内状は随時発送する予定です。

申告の際は、源泉徴収票、保険や医療費の領収書、収入や必要経費を証明する書類、印鑑などを忘れず持参してください。

また還付申告をする方は、必ず利用金融機関の口座番号をメモして来てください。

※国民年金保険料に係る社会保険料控除を受ける際には、国民年金支払通知書（はがきサイズ）を添付しなければなりませんので必ず持参してください。

例年どおり早来庁舎横・保健センター2階で受付けます。  
事業所得（白色）のある人や不動産所得のある人などについては、日時を指定して相談日をご案内します。また、所得の裏付けのない人、諸控除の否認がある人、申告すれば税金が戻る人などには日時を指定せず、期間中に申告をするようお知らせします。

■追分地区の方  
例年どおり追分庁舎2階・会議室で受付けます。

今年も地区ごとに相談日を下記のとおり指定しますので、指定日に申告していただきますようお願いします。また、指定日で都合の悪い方は、期間中に申生するようお願いします。

●消費税の確定申告について  
平成17年中に課税売上高が1千万円を超える個人事業者の方については、平成19年分の消費税の申告をしなければなりません。

申告期限は3月31日（月）までとなつておりますが、税務課では所得税の確定申告期間終了後の3月18日（火）より早来庁舎横・保健センター2階で申告相談を実施します。

早来地区の対象者に関する事は、日時を指定して案内ハガキを送付しますので、ぜひご来庁され申告を済ませるようお願いします。

年金の中から、天引きにより所得税を引かれている方がいるかと思います。この中には確定申告すれば還付になる方もいるかと思いますので、その際は会場までお越しください。（ご家族の方でも結構です）その際は、口座番号の控えを忘れずに！



## 平成19年分確定申告・平成20年度住民税申告日程表（追分地区）

月	日	曜日	割当地域・対象者など	備 考
2	18	月	本町地区	
2	19	火	柏が丘、緑が丘、中央地区	
2	20	水	若草地区	
2	21	木	花園地区	
2	22	金	青葉地区	
2	25	月	白樺地区	
2	26	火	営業・譲渡・住宅取得控除等	役場職員対応 8時30分～17時
			該 当 者	
2	27	水	その他の地区及び上記の地区で該当日に来られなかつた方	
2	28	木	農業所得の方 この間一般の申告も受付けています	
3			その他の地区及び上記の地区で該当日に来られなかつた方	
3	17	月		